

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。件名1、埋められた農業用水路について。

趣旨を読む前にですね、1文字間違っているところがありましたので、そこを訂正して読みたいと思います。平成19年は2008年ではなくて2007年でしたので。

平成19年（2007年）頃、山鹿地区の地番1771-1、1704-3、1773-1に接する農業用水路（地番2627の地目、用悪水路）が約13メートルにわたって埋め立てられた。現在、農業用水路は約160センチ下に埋もれており、用水路としての機能が阻害され、その先に続く農業用水路に流れ込むべき水が一部町有地や周辺の地中にしみ込んで、しみ出していると思われます。隣接地権者のブロック塀の基礎部分の地盤が緩み、支障が出ている様子がうかがわれます。大雨の際、雨水は農業用水路に流れず地表を覆い、地番1704-3の家屋、倉庫の間にあふれた水が入り込む被害が出ています。町有地に設置された農業用水路を埋め立てたことにより、様々な弊害が生じていると思います。

で、この質問に入る前にですね、その被害を受けている方から議員の皆様、執行部の皆様にぜひその部分を分かってほしいということで御手紙をいただいておりますので、それを読み上げたいと思います。その御手紙の中には固有名詞、まあ個人名が何人か書かれておりますが、これについては伏せてAさんとかBさんにしたいと思いますが、この御手紙の主は「自分の名前は堂々と出してください。」ということですので、読み上げていきます。

芦屋町議会議員のみなさんへ お願い

山鹿元町区 野田敦子

私は、芦屋生まれの芦屋育ち。船頭町で喫茶店を経営し、父は電気屋を営んでいました。2005年より父と山鹿元町区に同居し、2008年、父、他界後は家を引き継ぐことになりました。裏の畑には畑仲間がおり、休憩時にはお茶をし、おしゃべりの日々を楽しく過ごしていました。また、喫茶店をしていたこともあり、知人、友人も多く、私にとって芦屋町はすばらしい町です。

でも2007年頃、ある建設会社社長から家に隣接する農業用水路を「埋め立てるが同意してくれないか。」という話があり、「隣接地権者のBさん、Aさんも賛同している。」と聞き、私も了解しました。しかし、私は埋め立ての同意書も立会いのための同意書も出していません。

その後、約1.6メートル下にある農業用水路は埋められてしまいました。そのときは別に問題が生じるとは思いませんでした。しかし、数年前から我が家のブロック塀の亀裂や敷地内にあふれた水が頻繁に入り込むようになり、ブロック塀を建て替えなければと思うようになりました。

と同時に被害の原因を私なりに調査をしてきました。農業用水路が埋められたこと、井戸を設置したことによって用水路の機能が阻まれ、下の田んぼでは以前のように水が勢いよく流れておらず、地中にとどまり、しみ込んでいるのではと思いながら、毎日のように観察を続けてきました。

2021年4月1日に芦屋町役場に行き、現地の被害状況や農業用水路を埋めたのはある建設会社であることも報告しました。すると建設課は「埋立て工事には許可がないとできない。」と言われました。「とにかく現地に来てください。」とお願いしました。その後、役場職員が現地に数回来られましたが、「地表は都市整備課で水路は農林水産係。町としては何もできません。」という回答を受けました。6月23日にある議員と一緒に、再度役場に行き説明を受けましたが、「民と民の問題で、町としては対応できません。」という返答でした。

その後、何ら連絡がないので、7月1日、再度私は友人と役場に行き「町はある建設会社に埋立て許可を出したのですか。」「埋立て工事を行ったある建設会社に工事内容を聞いてください。」「ある建設会社がBさんの土地の一部を埋め、しかも用水路を埋めたことについてどう思いますか。」と尋ねると、建設課長は「書類がないから分からない。」「昔のことなので、ある建設会社は覚えていないと思う。」「ある建設会社は時間短縮、捨てる場所が近いので勝手に捨てたのではないか。」との回答でした。

私は、課長の誰かをかばうような回答に疑問を持ちました。それどころか逆に私をないがしろにするような様々な言動で、今でも怒りが込み上げてきます。被害者の私がなぜ、このようなむごい仕打ちを受けなければならないのでしょうか。悔しい思いでいっぱいです。14年前のこととはいえ、ある建設会社の名前を伝えたのに「民と民の問題。」「町として対応できる課がない。」という曖昧な回答に、町民のための町政とは何なのかと疑わざるを得ませんでした。

近所の人は、ある建設会社が埋めたことはみんな知っている。私の苦しみや悩みを聞いてくださる方々は「勝手に埋め立てるなど言語道断よね。」「農業委員会は知っているの？農地法違反ではないの？」「町が知らないはずはない。町の対応はおかしい。」「農業用水路に埋めるなど、不法投棄ではないのか。」などなど言ってくれる方がほとんどでした。思い余った私は、2か所の弁護士事務所に相談に行きました。生まれて初めての経験です。弁護士さんは私の話を聞き、「町の責任において原状復帰を町に求めなさい。それでも駄目ならお手伝いをするので、もう一度出て来なさい。」との返事でした。私は胸をなで下ろすことができました。私の希望は、埋立ての真相と敷地内に入り込む水の発生原因の究明のための調査を行い、今までどおり畑仲間が水を利用できるよう農業用水路を元に復元していただきたいのです。

議員の皆様、現状を見に来ていただけませんか。そして、調査団を立ち上げるなどして真実を明らかにしてほしいと思います。心からお願いします。

2021年9月2日 野田敦子

令和3年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

私はこの問題について8月19日からですね、野田さんにお伺いしまして初めてそのことを知りました。それから、私は野田さんの悔しい思いとかないがしろにされたとかそういうものを聞きながら、なぜそんなに善良なる町民がこういう扱いを受けなければならないのかという思いで、私は現場検証それから農業者の方々数名と面談いたしました。農林事務所にも連絡し、情報をいただいております。

それで今から質問に入りますけれども、今読み上げたような住民の方々が生活環境に影響を受け、悩んでおられる内容に関するものです。したがって、私が今から質問することに対して包み隠さず付度もせず、事実に基づいて簡潔に回答をお願いいたします。

（1）この地の農業用水路はいつ設置されたものか、お尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

この地の農業用水路はいつ設置されたのかということで、うちのほうで調べた結果をお伝えいたします。国土調査の結果に基づき昭和47年に土地台帳に登録されておりますので、それ以前に設置されたものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

以前に行われたと思われまますね。ぜひですね、山鹿地区土地改良事業があつてますから、私はその資料請求をしますんで、早めにその時期を知らせてください。山鹿鉱害復旧事業としてそういう改良があつてますね。

じゃあ次にいきますが、（2）については①から④まで一括して、時間がありませんので質問いたします。農業用水路はなぜ埋立てたのか。

①建設業者に埋立て工事を発注したのか、埋立て事業者への発注書類はあるのか、埋めた土は何立方メートル、どこの地番から搬入したのか。私は図面を出しておりますから、御手元ですね。

②埋める際の隣接地権者の同意書、埋立て工事の立会同意書はあるのか。

③農業委員会の許可手続はあるのか。

④農業用水路の維持・管理は誰か。

お答えください。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、⑤はいいのか。④までか。

○議員 8番 妹川 征男君

①から④まで、まとめて。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、この要旨2ですね、この④まで続けてお答えいたしたいと思います。

まず①ですが、この辺に入る前にですね、私どもがこの件に関しまして今までしてきた経緯について、ちょっと時系列ですね、1回御説明をさせていただこうと思っております。（「簡単をお願いします」と呼ぶ者あり）

まず、この件につきましては、今までの経緯について説明いたします。

令和3年4月1日に都市整備課へ自宅の倒壊寸前のブロック塀の修繕工事を行いたい旨の相談があり、隣接する町有地の所管である農林水産係より改めて連絡するというのでやっています。次に4月6日、確認のため現地に伺い、相談主より倒壊寸前のブロックの状況説明や、自身が行うブロック塀の修繕工事に支障となっている町有地の土砂の搬出を要望するお話がっております。4月12日、相談主より追加でお伝えしたいことがあるとの連絡を受けまして、再度現地でお話を伺っております。その内容につきましては主なものとして、ブロック塀は見えている部分だけではなく地中深く埋まっているとの説明がっております。4月21日、現地にまた伺いまして、要望のあった町有地の土砂の搬出については、町ではちょっと対応できない旨の回答を行っております。

5月19日、連絡を受け現地に伺っております。ブロック塀の修繕工事を行う前に、町に大雨時の雨水排水の問題を解決してほしい旨のお話がございます。5月20日、前日夜より雨が降っていたということで、状況をすぐに見に来てほしいという連絡があったため現地に伺い、雨による水たまりの状況、様子などの聞き取りを行っております。（「議長、私は①から④のことだけでいいんですよ」と呼ぶ者あり）いや、とりあえず経緯。（「時間がありませんから。お願いします」と呼ぶ者あり）経緯の説明を先に（「経緯は要りません」と呼ぶ者あり）させていただきたいと思っております。5月25日、状況を見に来てほしいと連絡を受け、現地確認を行った。町に雨水排水設備の設置をしてほしい旨の話があった。また、雨水ます等の話があったが状況が不明のため、調査には時間がかかるということでお伝えしています。

6月23日、役場会議室において要望に対する回答を行っております。1つ目、町有地の土砂を町に撤去してほしい。2つ目、町有地に雨水排水設備を設置してほしい。こちら、どちらの要

令和3年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

望も、当地は農業用途としての行政財産であるため受益者である農業者がいない状況では実施理由がなく、町としては行うことができない旨の回答をしています。同じく6月23日、当時施工を行った事業者と現地にて当時の状況について確認を行っております。その際は今回要望された方、地権者の方も同席された中で、当時の経緯について「隣接者の方より、ためます設置の依頼があり工事を行った。ためますの設置には暗渠排水や埋土、土留めブロックなどの付随工事を行うことが必要かつ最善であると考え、隣接地権者にも同意を得た上で自らが工事を行った。町有地の占用許可等の申請については記憶にない。」と、事業者より説明を直接受けております。その後につきましては、7月1日、8月10日にも現地確認を行っている。これが4月から今までの経緯でございます。

そして御質問のお答えになりますが、町が発注を行った工事ではございません。（「ん、何」と呼ぶ者あり）当時施工した事業者に伺ったところ、「町からの発注を受けた工事ではない。」と、こちら確認をいたしております。

それと②になります。埋められた農業用水路について隣接地権者の同意書、埋立て工事の立会同意書はあるかということですが、隣接地権者の同意書及び埋立て工事の立会同意書につきましては町発注工事ではなく、町にはございません。当時施工した事業者に当時のことを伺ったところ、隣接する地権者の方とは工事の内容等についても説明を行い、同意を得た上で工事は行ったとお聞きしております。しかし、同意を得た際に隣接地権者からの同意書等の文書は交わしておらず、書類等はないと伺っております。

次、農業委員会の許可手続はあるのかということですが、農業委員会に許可を必要とする手続につきましては農地法第3条、第4条、第5条など、農地について所有権の移転や転用などを行う際に手続が必要となるものもございしますが、農業用水路につきましては農地法に農地として規定されておられませんので農業委員会に許可手続をする必要はございません。

最後、④でございます。農業用水路の維持・管理は誰かということですが、現在、町内には町が管理する農業用水路、こちらは315筆ございます。この農業用水路の維持・管理につきましては、地元の農事組合が草刈りやしゅんせつなど利用に支障がないよう通常の維持・管理を行っており、農業用水路等に異常や不具合が生じた場合、農事組合より町のほうへ連絡が来る体制となっております。ただし、宅地化が進んだところなど農事組合が把握できてないものもございします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和3年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

あのね、私はね、もう時間がないんですから、その経緯はどうでもいいんですよ。私がここで聞いたのは、町は埋立て工事をその事業者に発注したのか。

発注してないでしょ。書類もないでしょ。そこだけ答えてください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもですね、①でお答えしたと思いますが、町が発注した工事ではございません。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ではですね、今、町のほうが認められました。御手紙に書いてあるように、被害者、近隣住民の方は「ある事業者が埋めた。」と言っており、御手紙のほうにも書かれてるし、また今の課長さんも「町が発注したわけではない。」と。しかも、工事を担当した事業者にその辺の事情をお聞きされたということでもいいんですよ。

となればですね、まさにこれね、町有地にあるところの農業用水路をですね、幅95センチで長さ13メートルぐらいでしょうけれど、それを埋め立てるということ自体はどうお考えでしょうね。町有地ですよ。私たちが町有地に何か建物を建てたり井戸を造ったりしたら、すぐに処罰されますよ。でしょ。

それで町は、農業用水路が埋立てられ井戸が設置されている事実をいつ知ったのですか。この、いわゆる野田さんが話に来て現地に行かれて、そして初めて知ったということでもいいんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この、さすが設置されていると確認したのは現地に伺ってからでございます。（「いつですか」と呼ぶ者あり）初めにお伺いした4月の6日、（「4月6日か」と呼ぶ者あり）6日に確認しております。

以上です。（「4月6日ね、はい」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

町はですね、もうこの13年、14年、15年ぐらい前にマンホールやら埋立てられたことについて知らなかったと。また、芦屋町は関与してなかった。であればね、そうおっしゃいました

けど、埋めた土砂は廃棄物処理法に規定する不法投棄ではありませんか。若松でもですね、去年かおととしか、墓石不法投棄事件がありましたね。つい最近は、直方市でも不法投棄した業者が逮捕された事件がありました。

用水路は町の公有財産です。町長は地方自治法に定める公有財産の管理の権限を有します。したがって、最善の注意義務を払って行政措置を行う責務があるはずですよ。業者が町に無断でというか黙ってというか、町は知らなかったわけですから、そういう行為によって財産的価値を消滅させ、町や町民に対して損害を与えることになり、業者に対して行政上の措置として原状回復や損害賠償を請求する必要があるのではないのでしょうか。業者が井戸を設置し農業用水路を埋めたとしたならば、これはまさに不法投棄です。不動産侵奪罪です。境界線隠匿罪、器物損壊罪に該当するのではないのでしょうかね。そういうことを考えられていますか。

これは、芦屋町はその業者、ある業者の被害者ですよ。そのことによってお隣の野田さんはまた被害を受けているわけですから、そういう相談があったときに素直にね、あなたたちは認めて、申し訳なかったというような話をすればよかったのに、「むげにそういう悲しませるような、弁護士にまで相談に行かないけんようなことになぜ追い込んだんですか」と思うんです。

それで質問です。町は捜査機関に告訴または被害届を出す責務があるのではありませんか。町は業者に対して、被害者に謝罪するよう行政指導すべきではありませんか。町は被害者野田さんをはじめ近隣の方々に謝罪し、今後の対応について誠意をもって対処すべきではありませんか。私はそう思います。いかがでしょう。そういうお気持ちで、そういうね、被害者に対して町がそういう視点に立って、その被害者の側に立って寄り添うような形で取り組んでいただけたらね、無事に解決していたのかも分かりませんが、そのように御手紙に書いてあるように、むげな取扱いをされる悶々とした気持ちを私は察したんですね。それで、なかなかからちが明かないから私は一般質問しました。どうですか。被害届を出すお気持ちはありますか。告訴するお気持ちはありますか。どうぞ。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

まず、ちょっと不法投棄というところがですね、まだはっきりお答えできる場所ではございません。もともと先ほども御説明したとおりですね、工事に入る際、周りにも同意を受けて行った工事ということもございます。また町もですね、この状況を把握しましたので、今後につきましては、その設置者と今後のことについては協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほどから「同意してる。」というのは、その隣接地権者の方々、Aさん、Bさん、Cさんの方が同意してるということですか。そして、まだ不法投棄ではないというふうに思われてるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

不法投棄かどうかは、ここでははっきりお答えすることができないと。まだ状況が分かりませんので、不法投棄かどうかはここではお答えできません。

ただ、聞いたところによりますと、その工事に入る際に周りの方とも同意を得た上で行ったものであるということはお聞きしております。この状況をですね、うちのほうも今の現状を把握しましたので、今後はその設置者と今後のことについては協議を進めていきたいというふうには考えております。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういうようなことをね、中間報告でもいいですけど、被害者であるところの野田さんとかね、近くの近隣の住民の方に説明をするのが誠意をもってやることなんじゃないですか。そういう中間報告でもやらなくちゃいけませんよ。

それからね、同意書というのは、ただ口頭での同意なんか何も法的根拠はありませんよね。同意書ないんでしょ。同意書も求めてないんでしょ、その業者は。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今、当時の施工した業者からお伺いした内容ということでお伝えしています。先ほども経緯で御説明させていただきましたが、「同意は得たけども、その際に書類は取ってない。」と、「書類はない。」というふうにお伺いしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和3年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

そして町も、そういう施工業者が埋め立てるときにね、また、マンホールを埋めるときに別に立会いなんかしたんですか。立会いしましたか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほども申し上げましたが、この施工につきましては町が発注したものではございません。先ほども「4月6日に初めて確認した。」ということでお伝えしたとおりでございます。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

町長。（「いいですよ、私」と呼ぶ者あり）

○町長 波多野茂丸君

かなり妹川議員のこの話はですね、今Aさんと、まあAさんにしときましょう。からの一方的な話ですよ。片側からの話。

じゃあ、今この業者の方が法律違反してるだとか何だとかお話しされよったように、これ逆に名誉毀損になる可能性が私あると思うんですよ。だから、もう時間もないですので、もし妹川議員それから当事者の方が来られるなら、行政側はその話の場、だから妹川議員はその業者の方の話は聞いてないでしょ。（「聞いてません」と呼ぶ者あり）だからですね、これ田舎のほうの周り、昔は畑ばっかし。で、皆さんやめました。それで共同で、何ですかね、用悪水路なんて私初めて聞いたんですが、あまり詳しくないんですけど、その方たち、だから昔の人に話聞いてこいと。私もよく分からんから。

だから、これが法律でこれが何だとかいうような形ではなかったと思います。もう時間ですので、それをぜひ実行していただければ妹川議員も話は分かると思います。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。時間がありませんので。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ時間が来ましたからね、これで終わりますけれど、やっぱりその中間報告をね、ちゃんと地元の方、その野田さんにね、話をすることが大事。それが誠意をもって心ある血の通った行政を今後もしてほしいと思います。これ、またね、早めにそういう情報を提供してください。

以上で終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。